

市原市立五井小学校いじめ防止基本方針

市原市立五井小学校

はじめに

いじめは、絶対に許されない行為である。学校でいじめを受けた児童がいた場合には、その児童を最後まで守り抜くと同時に、いじめの原因を検証・分析し、いじめのない学校を目指さなければならない。

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺など問題が深刻化することを背景に「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）が制定された。また、その後「千葉県いじめ防止対策推進条例」が改正され、施行された。（平成28年4月1日施行）

本基本方針は、学校・家庭・地域その他の関係者の連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

- 1 いじめ防止等のための基本的な考え方・・・・・・・・・・ P 2
 - (1) いじめの定義
 - (2) 基本理念
 - (3) 方針
 - (4) 学校及び教職員の資質
- 2 いじめ防止等のための組織について・・・・・・・・・・ P 3
 - (1) いじめ防止等の対策のための施策「児童理解推進委員会」
 - (2) 学校いじめ問題対策委員会
- 3 いじめの未然防止に関すること・・・・・・・・・・ P 4～5
 - (1) 学校として
 - (2) 児童として
 - (3) 教職員として
 - (4) 関係機関として
- 4 いじめの早期発見に関すること・・・・・・・・・・ P 5～6
 - (1) 学校として
 - (2) 教職員として
- 5 いじめの対処に関すること・・・・・・・・・・ P 7～9
 - (1) 被害児童への対処
 - (2) 加害児童への対処
 - (3) 周囲への児童の対処
 - (4) 学校として特に配慮が必要な児童への対処
- 6 いじめを認知した場合の対処・・・・・・・・・・ P 9
 - (1) 通報連絡体制
 - (2) 聞き取り調査と記録
 - (3) 被害児童の保護と対応
 - (4) 関係機関との連携
- 7 いじめの指導・・・・・・・・・・ P10～11
 - (1) 被害児童のサポート
 - (2) 加害児童への指導
 - (3) 周囲の児童への指導
- 8 重大事態の発生と調査及び対処について・・・・・・・・ P11～13
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 重大事態の調査・対処・公表
- 9 点検、評価等について・・・・・・・・・・ P13
 - (1) 学校評価
 - (2) 基本方針の見直し

五井小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

(2) 基本理念

- ① 本校は、いじめを「見逃さない・見過ごさない・見落とさない」という考え方を基本とし、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努める。
- ② 「いじめは、許されない行為である」ことを全児童に認識させ、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。

(3) 方針

- ① いじめはどの集団・学校・子どもにも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害であり、決して許されない行為であることを、児童及び保護者へ周知させる。
- ② いじめの防止に向け、特定の児童だけの問題とせず、広く学校・家庭・地域その他の関係者で取り組んでいく。
- ③ いじめの被害者及びその保護者をしっかり守ると同時に、加害者への指導及びその保護者への助言を行う。
- ④ 学校が、子供たちが安心して心豊かに生活できる場となるよう、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(4) 学校及び教職員の資質

生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の適切な配置や、心のサポーター等関係職員の活用を推進するとともに、研修を充実させて教職員の資質向上を図る。児童理解の推進に努める。

2 いじめ防止等のための組織について

(1) いじめ防止等の対策のための施策「五井小学校 児童理解推進委員会」

① いじめ防止等の対策のための組織

ア いじめ防止対策のために、「児童理解推進委員会」を設置する。

イ 委員会の委員は以下のものとする。

- ・校内委員…校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭、必要に応じて児童に関係する職員（心のサポーター等）
- ・校外委員…PTA会長、学校評議員、学校医、スクールカウンセラー(アシスタント)
- ・校外委員の招聘については校長の指示によるものとする。

(2) 学校いじめ問題対策委員会について

① 会議の開催

いじめにかかわる重大事態に対処するために定期的・臨時的に開催する。

② 構成メンバー

(校内メンバー)

校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭、当該学年主任、学級担任、心のサポーター

(学校関係メンバー)

学校評議員、児童民生委員、市原市教育委員会、青少年指導センター、
(市原警察)

③ 役割について

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係わる情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。児童の豊かな情操と道徳心を培い心の通う人間関係を築かせていくとともにいじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

(1) 学校として

- ① 児童主体の集会活動、手つなぎ遠足等の異学年交流活動、学級活動、委員会活動、奉仕活動、キャリア教育等様々な体験活動等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- ④ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開（児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組）」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修等で確認する。
- ⑥ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(2) 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく。（年2回の「いじめゼロ集会」の実施・いじめゼロに向けた各学級での目標の設定・イエローフラッグの作成等）

(3) 教職員として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するために全教職員による支援体制を確認する。

(教職員が主体となった活動)

- ア 児童一人一人を大切にした授業実践を行う。
- イ 教育相談体制の充実を図る。
- ウ 児童の豊かな情操を育む道德教育を、教育活動全体を通じて行う。
- エ すべての職員が、全児童と適切な関わりをもつ。
- オ いじめ防止に向け、保護者や地域社会との連携を推進する。
- カ いじめに関する研修を積極的に行う。

(4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

4 いじめの早期発見に関すること

いじめの早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 学校として

- ① 定期的な学校生活アンケート調査や教育相談、hyperQ-Uアンケート等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、児童理解推進全体会議や生徒指導部会等で、いじめの実態把握に努め、分析を行い適切に対応する。
 - ア 「学校生活アンケート」を年5回以上実施する。
 - イ 教育相談週間を毎月設定し児童理解に努める。担任と児童の面談を年2回以上実施する。
 - ウ 児童の欠席状況を組織的に把握する。
 - エ 連絡帳等を通して日常的な家庭との連携及び児童観察を行う。
 - オ 教職員間の「報告・連絡・相談」体制を徹底する。
- ② スクールカウンセラー、スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ③ いじめホットラインなど校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し必要に応じて活用するよう啓発する。さらに関係機関と連携を図り指導に役立てる。

(2) 教職員として

- ① 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ② 担任を中心として、日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き相談できる雰囲気と体制を整える。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断する。
- ④ いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することとなる。

5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続している。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを児童及び保護者に面談等により確認する。
- ⑥ いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで対処プランを策定し確実に実行する。

(2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携したりして組織的にいじめをやめさせ再発防止の措置を講ずる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることについて十分に理解をするよう促す。
- ④ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。

(3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

(4) 学校として特に配慮が必要な児童への対処

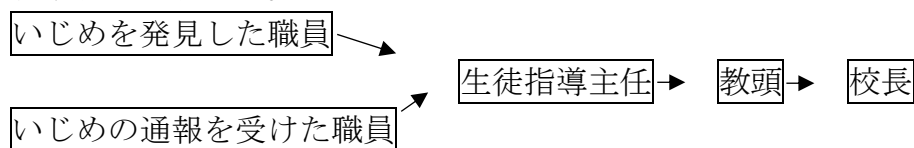
- ① 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の障害への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意しそれらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援を行う。
- ③ 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一障害や性的指向・性自認について教職員の正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

- ④ 東日本大震災により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い細心の注意を払いながら当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤ 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

6 いじめを認知した場合の対処

(1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに校長等へ報告する。必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、情報を共有する。

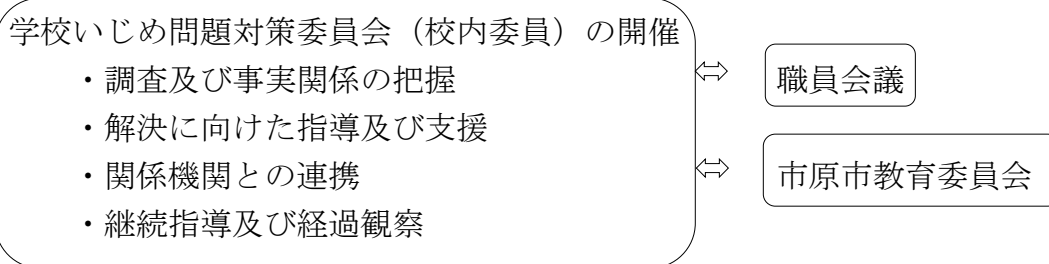


※ 緊急を要するときはこの限りではない。

(2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該児童や周囲の児童に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教職員で行う。(児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。) 聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教職員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

ア 事実確認と連絡



(3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、（場合によっては地域）の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

(4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

7 いじめの指導

(1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習（活動）させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

(2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教職員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

(3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

8 重大事態の発生と調査及び対処について

(1) 重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒にして行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、

上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

(2) 重大事態の報告

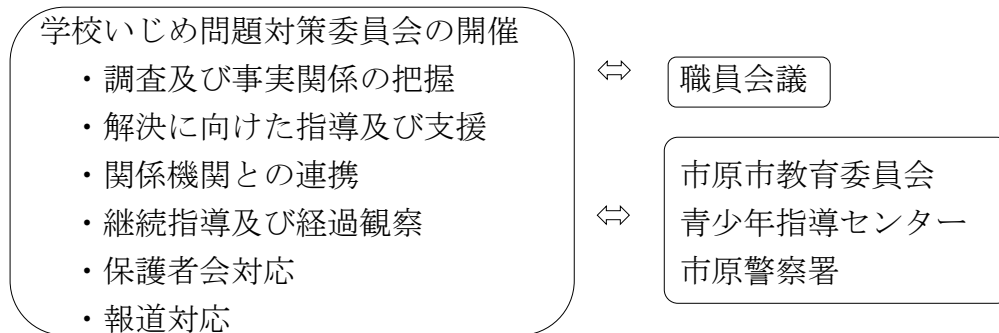
- ① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ② 重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ直ちに報告する。不登校重大事案については、7日以内に行う。
- ③ 児童、保護者からいじめられて重大事案に至ったという申し立てがあった時は重大事案が発生したものとして扱う。

(3) 重大事態の調査・報告・対処・公表

- ① 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「児童理解推進委員会」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ問題対策委員会」を設置する。
- ② 事実関係を可能な限り明確にし（誰が、誰から、何を、いつ、どこで、なぜ、どのような様態であったか、いじめが発生した背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか等）事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ③ 調査による事実関係の確認とともに加害児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ④ 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し被害児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、安心した学校生活や学習に集中できるような支援を行う。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。調査を開始する前に、被害者等の意向を踏まえた調査を行うことを丁寧に説明しておく。又、調査結果の提供については、どのような情報をどのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく。（個人情報については、個人情報保護条例により提供できない場合があること等）
- ⑥ アンケートで得られた情報は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。（10年間保存する。）
- ⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。

- ⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。
- ⑨ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認をしておく。

ア 発生の調査報告



イ 調査結果を踏まえた必要な措置

当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

9 点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対しての取組を児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

(1) 学校評価

学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。評価にあたっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるようを行う。

(2) 基本方針の見直し

基本方針は毎年度評価し、その改訂については、学校いじめ問題対策委員会（校内）と職員会議を経て行う。